

その他の未検討の研究について(案)

内閣府

第132回 生命倫理専門調査会

1 . 現状認識

ヒト受精胚を用いた研究のうち、
核酸に直接影響を及ぼす技術を用いない研究
未知の技術を用いた研究 等

については、これまで調査会では検討されていない（こうした研究を以下「その他未検討の研究」という。）。また、第131回調査会では、以下のような意見があった。

核酸に直接影響を及ぼす技術を用いない研究及び未知の技術を用いた研究については個々の審議をするなど慎重な判断が必要である。
新しい技術が出てきたときには一つ一つ対応すべき。

なお、「基本的考え方」には、ヒト受精胚の取扱いに関する研究目的別の考察において、以下のような記載がある。

第2 . ヒト受精胚

（略）

3 . ヒト受精胚の取扱いの検討

前述の基本原則をもとにヒト受精胚の取扱いについて、目的別の考察を行った。

（1）研究目的のヒト受精胚の作成・利用

（中略）

エ その他の研究

その他の研究について、ヒト受精胚の作成・利用を認めざるを得ない事例は現時点では確認できなかったが、将来的に新たな研究目的が生じた際には、基本原則にのっとり、その容認の可否を検討すべきである。

2 . 今後の対応（案）

以上を踏まえると、ヒト受精胚を用いた研究のうち、これまで調査会では検討されていない「その他未検討の研究」については、「基本的考え方」に示されたとおり、新たな研究目的が生じた際には、基本原則にのっとり、その容認の可否を検討すべきと考えられる。

こうした考え方に基づき、「核酸に直接影響を及ぼす技術を用いない研究」等について、現時点で当該研究を必要とする目的が想定されるのであれば、科学的合理性や社会的妥当性の観点も踏まえ、調査会において容認の可否を検討することとしてはどうか。

また、「未知の技術を用いた研究」については、今後、科学技術の進展に伴い新たな技術が開発・利用されることとなった場合に、当該技術を用いて行う研究目的も併せて、個別に検討することとしてはどうか。